

城下こうさくメルマガ登録開始! ご登録をお待ちしております。

●空メールによる「城下こうさくメルマガ登録方法」についてご説明します。



①まず、QRコードを読み取って、記載されたアドレスに空メールを送ってください。

②次に折り返し、ご登録者様宛に本登録をお願いするメールが届きます。

③そのメールに記載されたメルマガ本登録サイトにアクセスして、本登録してください。



④ご登録者様宛に、メルマガ登録サイトから本登録完了のメールが届きます。



⑤これら①～④の手順に従って本登録完了のメールが届いたら、メルマガ登録が完了となります。

※ガラ携もやり方は同じです。
①～④の手順に沿って、仮登録から本登録まで終了してください。
下記のQRコードからどうぞ!



城下こうさくホームページのご案内!

皆さまの熊本県政へのご要望・ご意見を心よりお待ちしております。

●熊本県議会議員(熊本市第一選挙区) **城下こうさく** 熊本県民の身近な代弁者
Shiroshita Kousaku

●ホットライン TEL 090-8661-7722
お気軽にご相談ください。

プロフィール PROFILE | 政策 POLICY | 活動報告 ACTIVITY REPORT | 県議会通信 COUNCIL NEWS | 本会議会議録 COUNCIL PROCEEDING

常に全力投球です!

活動報告 RSS

いよいよ明日、代表質問
2015年9月16日 [活動報告]
明日9月17日、午前10時から私が県議会で代表質問を行います。本日の県議会で浦島知事が3選出馬を表明しました。アベノ経済対策は4月に実施される。物産展に向けたアベノキッズイベントが開幕します。

熊本県 NEW KOMOTO 公明党

●ホットライン(お気軽にご相談ください)
県議会/096(333)2645・FAX096(385)9767・携帯電話/090-8661-7722
●ホームページ <http://www.shiroshita-kousaku.net/>
●メール shiroshita@kumamoto-komei.net



しろしたこうさく 城下広作 県政報告誌

県民の身近な代弁者
熊本県議会議員
熊本市第1選挙区選出

熊本県庁
〒862-8570
熊本市水前寺6-18-1
Tel.096-333-2645
Fax.096-385-9767

県民の身近な代弁者

2016年 3月発行

第73号

ご挨拶



春寒の候、皆様におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃は大変お世話になっております。さて、2月定例県議会も知事選挙の関係で、通常より早い2月10日に開会、2月29日に閉会しました。今回の予算関係は知事選挙後に本格予算案が示されることから、暫定予算案となりました。また、副議長選挙や委員会構成があり、私は常任委員会で教育警察委員会、特別委員会では有明海・八代海再生及び地球温暖化対策特別委員会・TPP対策特別委員会に所属が決まり、引き続き、議会運営委員会も決まりました。すべての委員会に全力で取り組んで参ります。今後とも、変わらぬご支援、何卒よろしくお願い申し上げます。

平成28年3月吉日
県議会議員(公明党)城下広作

2月本会議での意見書提出者説明、建設常任委員会での発言要旨!!



2月29日、議会最終日、予算案関係や意見書関係の採決が行われました。その中で、我が会派と自民党会派で共同提出した、「軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書」の提出者説明を行いました。我が会派は一貫して軽減税率の導入を主張し、民主系や共産党は反対しましたが、賛成多数で意見書は可決しました。また、24日に行われた建設常任委員会では、1月24日県下各地を襲った大寒波、特に県南地域では大雪となり、県道・市道はもちろん、国道3号線でも通行が一時困難な箇所が発生、大渋滞を招きました。私は当日水俣市に居合わせ、大渋滞を体験しました。委員会では、路上で立ち往生を余儀なくされた方々への情報伝達の在り方を訴え、後日、県から情報提供方法の改善を目指していくとの報告がありました。災害時の情報提供の在り方にはまだまだ課題も多く、今後も注視して参ります。

県下の各種団体の総会に参加



県不動産・県土地家屋調査士・県環境整備事業協同組合・県環境技術協議会等の総会に参加しました。この時期は人事案件が集中しました。

TPP問題で生産農家を訪問



2月3日、県議団3名で八代市のキャベツ栽培農家の森崎宅を訪問、近所の農業生産者を交え、今後の支援の在り方等について意見交換しました。

上益城郡の首長と政策要望懇談



2月20日、嘉島町に於いて、各首長と懇談会を行いました。各首長、地方創生を念頭に、人口減少対策など生き残りを賭けた話題に集中しました。

高中小の卒業式に参加



県立牛深高校、地元白川中学校・大江小学校の卒業式に参加、大江小学校では、昨年夏の台風で倒れた「おおえのき」の思い出が多く語られました。

中小企業の活性化めざす

経済の「好循環」を本格化させるには、地域経済を支える中小企業の活性化がカギとなる。中小企業を後押しするため、2015年度補正予算、16年度予算案・税制改正案に盛り込まれた主な政策を紹介する。

2015年度補正、16年度予算案・税制改正案から

主な中小企業支援策

主な事業	内容	主な事業	内容
新たな機械装置の固定資産税を軽減	生産性を高める機械装置を新たに取得した場合の固定資産税(1.4%)を3年間2分の1に軽減	海外展開の支援	ジェトロの専門家が連携し、技術開発から戦略策定、市場獲得まで総合的に支援
ものづくり補助金	試作品開発や革新的な設備投資に必要な費用の3分の2(上限額1000万円)を補助	JAPANブランドの育成	海外現地調査のための渡航費などを1件当たり200万円を上限に定額補助
省エネ設備の導入支援	高効率な省エネ設備に更新した費用の3分の1を補助	新商品開発、海外展示会出展など1件当たり2000万円を上限に3分の2(最大3年間)を補助	
よろず支援拠点	中小企業・小規模事業者の悩みに専門家がワンストップで対応	レジ導入支援	小売事業者に対し、1台当たり20万円を上限に3分の2を補助
事業承継支援	親族外にも遺留分特例や事業承継税制が拡大	受発注システムの改修支援	●小売事業者に対し、1000万円を上限に3分の2を補助 ●卸売事業者に対し、150万円を上限に3分の2を補助
資金繰り支援	●地方創生に貢献する事業者が設備投資を行う場合、通常より0.1%引き下げて融資 ●待機児童・介護離職ゼロへ、保育・介護サービス事業者に対し、最優遇金利(基準金利から0.9%引き下げ)で融資 ●訪日外国人観光客向け設備投資を行う事業者に対し、通常より低利で融資	転嫁状況の監視・検査	転嫁Gメン474人体制で円滑に転嫁されるよう書面調査や取り締まりを実施

●固定資産税の軽減、ものづくり補助金など多彩な支援策
●海外展開・販路開拓を後押ししレジヤシステム準備に補助

高齢者のくらしを守る政策が実現!

高齢者向け給付金

賃上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者1人につき3万円を支給する高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)の申請受け付けが、今月から各市町村で順次始まっています。給付金を受け取るには申請が必要となるため、申請のポイントをQ&Aでまとめました。

申請手続き順次開始

Q 対象者は?
A ①2015年度分の住民税(均等割)が課税されていない(課税者の扶養親族や生活保護受給者などを除く)
②16年度中に65歳以上になる(誕生日が1952年4月1日以前)の両方を満たさず人です。年金を受給していても、要件を満たしていれば支給されます。
Q 申請方法は?
A 15年1月1日時点で住民票がある市町村から申請書を手渡し、必要事項を記入して申請受付期間内に市町村に郵送するか、窓口へ提出します。基準日の後に引越した人は、転居前の市町村に申請します。
対象と思われる人に申請書などを郵送する市町村も多いと見込まれますが、具体的な手続きや申請期間は各市町村

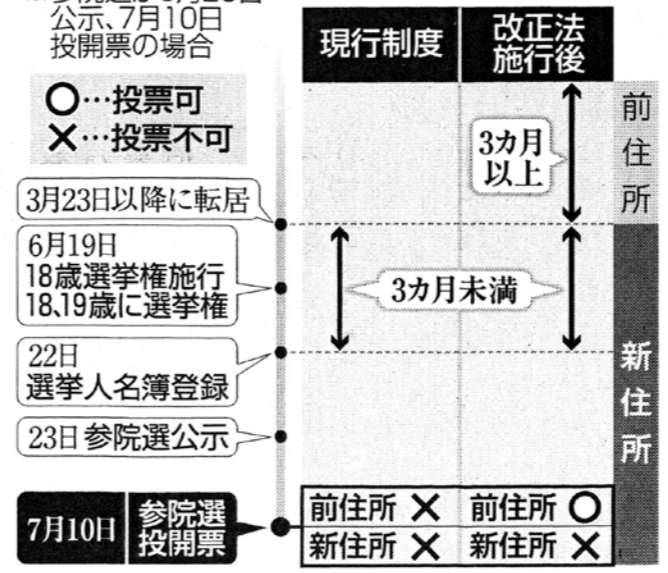
市町村広報など確認を
1人につき3万円

要件 15年度の住民税が非課税 16年度に65歳以上になる

で異なります。詳細は各市町村の電話窓口や広報、ホームページ(HP)で確認してください。
各市町村の申請期間や問い合わせ先は、厚生労働省のHP【別掲】または専用ダイヤル(☎0570・037・192)でも確認できます。
なお、申請期間の目安は3〜4カ月程度です。受け付けが始まったら早めに申請しましょう。
Q 詐欺への注意は?
A 市町村や厚労省などが銀行、コンビニのATM(現金自動預払機)の操作を依頼したり、手数料の振り込みを求めるとは絶対ありません。不審な電話や郵送があれば、お住まいの市町村、警察署などに連絡してください。

選挙権年齢が変わります!!「18歳から投票可能に」…すごい!

18,19歳の「投票権の空白」を解消する 制度改正のイメージ



改正公選法が成立

選挙権年齢の「18歳以上」への引き下げに備え、若者が選挙直前に転居したことで投票できなくなる事態を防ぐ改正公職選挙法が先月、成立しました。新たに有権者となる18、19歳の新有権者約240万人のうち、7万人程度が投票できるようにになります。これは、公明党議員に寄せられた一通のメールがきっかけで、実現しました。

2014年12月、公明党の山本香苗参院議員の元に、奈良県橿原市に住む世利重実さん(63)から届いたメール。それは世利さんの知り合いからの相談で、10月に県外へ引越越し、12月10日に20歳になった娘が、同14日の衆院選で投票できないというものでした。

世利さんは、選挙直前の転居で若者が投票できなくなるのは現行制度の不備であり、それを解消すべきと訴えました。

こうした制度の改善を求める訴えは、各地の公明党議員に寄せられていたこともあり、早速、山本さんは、中野洋昌党学生局長(衆院議員)と連携して、不備の解消には法改正が必要であることを確認しました。

夏の参院選で新たに選挙権を得る新有権者のうち、春に進学や就職で転居した人たちが投票できなくなる「空白」を解消すべき。

公明党は速やかな法改正の必要性を訴え、昨年5月に北側一雄副代表と中野氏が法案提出者として改正案を提出。与野党各党に賛同を呼び掛けてきました。

世利さんは、「タイムリ」な話で本当に良かった。一人の声に寄り添う公明党だから実現できた」と声を弾ませていました。

投票権の「空白」を解消